

保健所の立入検査（医療法遵守）への対応はできていますか？

福島県保険医協会・保険医協同組合サービスのご案内

（1）令和5年度から立入検査が再開

令和5年度より保健所の立入検査が再開され（※）、当会にご相談が寄せられているところです。

立入検査では、「医療安全管理指針等の書類が具備されているか」、「放射線漏えい測定や個人被ばく線量測定が実施されているか」等のように医療法遵守が確認されますが、立入検査の実施通知等が届いた段階で「書類等を具備していない（又は内容が更新されていない）」、「放射線漏えい測定を実施していない」といったご相談が寄せられています。

（※）令和4年度までの立入検査は、コロナ禍という状況もあり「医療機関において書面による自主点検等を行い、行政が確認等することで実施したものとみなす」という取扱いでした。

令和5年度以降の立入検査は「令和元年度以前と同様に実施することとし、医療機関による自主点検等の確認等をもって立入検査を実施したとみなさない」ことが厚労省事務連絡（医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について 令和5年3月24日）より示されています。

（2）福島県保険医協会・保険医協同組合のサービス

当会・当組合では、会員の皆様からのご相談に対応すべく、従前より下記サービスをご提供しています。

① 医療安全管理指針等の書類作成等（一部有料）

「医療安全管理対策の基礎知識 2025年10月改訂5版」（発行：全国保険医団体連合会）をもとに、医療機関が行わなければならないことをご説明させて頂きます。併せて、書類作成のお手伝いをさせて頂きます。

ご説明や書類作成のお手伝いは無料ですが、上記書籍代として、2,860円（税込）（送料無料）／1冊を頂戴します。

② 個人用被ばく線量測定（有料）

個人用ルミネスバッジ（長瀬ランダウアと提携）を用いて、個人被ばく線量測定を行います。料金は当組合にお問い合わせ下さい。

③ 放射線漏えい測定（有料）

環境用ルミネスバッジ（長瀬ランダウアと提携）を用いて、放射線漏えい測定を行います。料金は当組合にお問い合わせ下さい。

お問い合わせは、福島県保険医協会又は福島県保険医協同組合まで。

福島県保険医協会（電話 024-531-1151）

福島県保険医協同組合（電話 024-531-3848）